

雨水浸透阻害行為の 許可制度について

一級水系佐波川の特定都市河川指定に向けた説明会



雨水浸透阻害行為とは？

土地の造成や舗装、建物の建築等により、
雨水が地面に染み込みにくくなるおそれのある行為



自然の状態



許可制度とは？

特定都市河川に指定された流域内では、

1,000m²以上の雨水浸透阻害行為を行う場合は、

県知事許可及び**流出抑制対策施設の設置**を**義務付け**

■流出抑制対策施設

雨が一気に川へ流れ込むのを防ぐために、

雨水を一時的に貯めたり、地面に浸み込ませたりする施設のこと



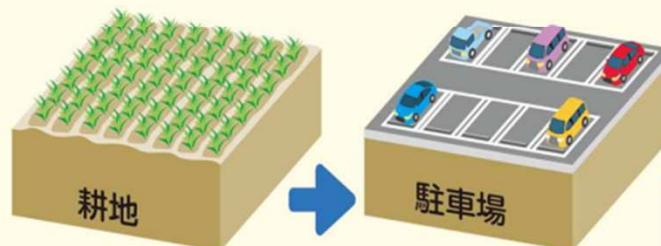
雨水浸透阻害行為と流出抑制対策施設の例

以下のような、雨水浸透阻害行為（1,000m²以上の場合は…）を行う際には…

例えば
耕地など締め固められていない土地
に建物を建てる



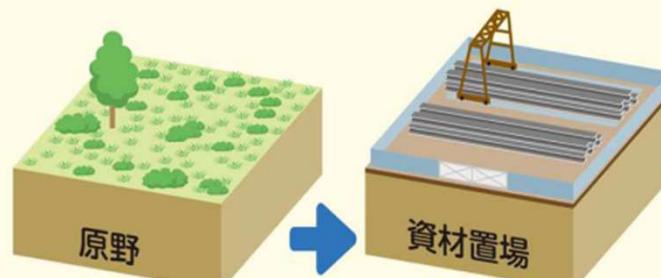
例えば
耕地など締め固められていない土地
に駐車場を作る



例えば
林地など締め固められていない土地
に運動場を作る

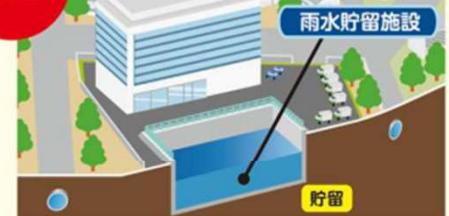


例えば
原野など締め固められていない土地
に資材置場を作る



流出抑制対策が必要です。

例えば
雨水貯留施設



例えば
透水性舗装



例えば
浸透ます



特定都市河川浸水被害対策法第30条 同法施行令第8条

特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為であって、面積1,000m²以上の雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある行為を行う者は、あらかじめ、都道府県の長の許可を受けなければならない。

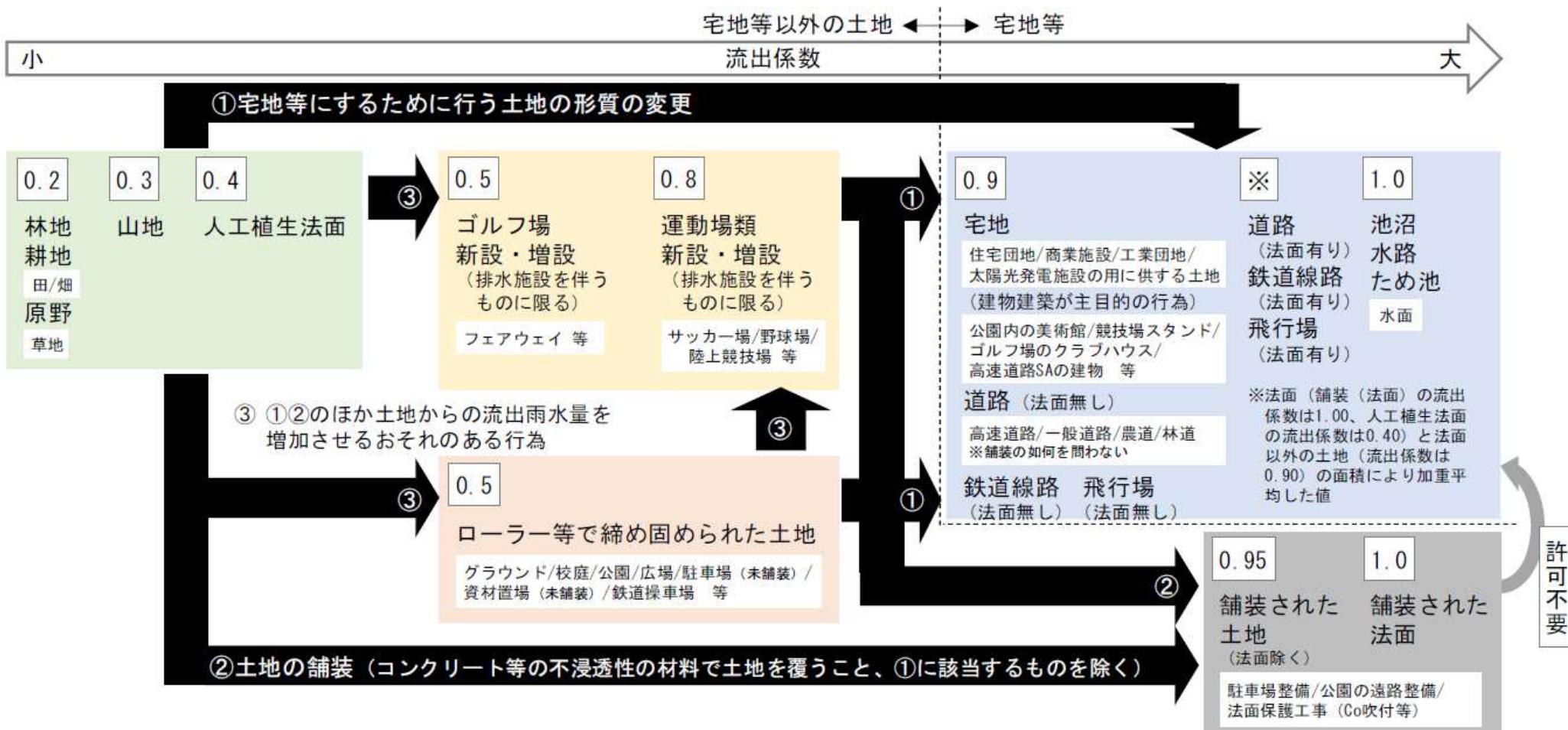
- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいう。)
- (3) 土地からの流出雨水量(地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。)を増加させるおそれのある行為で次に掲げるもの。

ア ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)を新設し、又は増設する行為
イ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為
(既に締め固められている土地において行われる行為を除く。)

雨水浸透阻害行為の許可を要しない行為

既に宅地等になっている土地で行われる土地の形質の変更等

※宅地等…・宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路及び飛行場の土地



雨水浸透阻害行為の許可の要否例

ケース	該当	理由
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	○	土地を締固める行為に該当するため
未舗装駐車場を舗装する	○	締固められた土地での舗装に該当するため
公共事業として農林地等において舗装を行う	○	土地の舗装に該当するため（事業の目的や主体に寄らない）
農地の底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設にする	○	土地の舗装に該当するため
山地や耕地に太陽光発電施設を設置する	○	土地の宅地化に該当するため
営農型の太陽光発電施設を設置する	○	支柱と基礎に該当する部分は、土地の宅地化に該当するため
開発面積は1500m ² であるが、雨水浸透阻害行為は1000m ² 未満の場合	×	雨水浸透阻害行為の面積が1000m ² 未満は許可対象外のため
田を畠にする	×	田、畠ともに「耕地」であり、土地利用に変化がない
未舗装道路を舗装する	×	道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
ため池を埋め立てて、宅地として造成する	×	ため池は「宅地等」に含まれる

○：雨水浸透阻害行為であり、許可を要する

×：雨水浸透阻害行為であり、許可を要しない

許可申請フロー

特定都市河川流域内の開発行為が
1,000m²(0.1ha)以上

雨水浸透阻害行為面積が1,000m²(0.1ha)以上

雨水浸透阻害行為の許可申請

許可

工事の実施

工事の完了

工事完了検査

雨水貯留浸透施設の標識設置

施設の維持管理開始

事前相談

本申請

対策工事

※許可申請窓口

開発地域	防府市・周南市・山口市
申請先	山口県知事
申請窓口	山口県土木建築部河川課
連絡先	083-933-3776